

大田区保育従事職員宿舍借上げ支援事業について

保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、安定的な保育所の運営を可能にするため、保育施設が借上げている宿舍を対象とした平成 27 年度より実施している事業です。

補助対象者

保育施設(民立民営)等(認可保育所、事業所内保育所、認証保育所、小規模保育所及び定期利用保育室)に常勤で勤務されている、保育施設等に勤務する施設長、保育士、保育補助者、調理員、看護師

補助事業

区内で保育施設等を運営する法人が、雇用する保育従事職員(注釈 1)を、法人が借り上げた宿舍に入居させる場合、当該借りに係る経費に対して補助を行います。

注釈 1

補助概要	
対象経費	賃借料、共益費(管理費)、礼金
補助率	対象経費の 8 分の 7
補助額	宿舍一戸あたり月額 82,000 円 (区負担 7/8 法人負担 1/8)

補助対象となる職員

補助対象となる保育従事職員は、常勤保育従事職員であって、世帯主又はこれに準ずる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 平成 24 年度以前に設置者が借り上げる施設に入居している者
- (2) 住居手当等が支給されている者又は支給されている同居者等がいる者
- (3) 補助対象期間内又は補助対象期間の開始日以前の1年間間に、他の設置者が運営する保育施設等での勤務実績があり、保育従事職員宿舍借上げ支援事業を活用した宿舍に居住していたことがある者。ただし、特段の事由により当該保育施設等を退職した者を除く。
- (4) 補助対象期間中に、当該交付決定を受けた際の補助対象施設を、同一法人内における保育施設等を異にして行う人事異動等により生活圏が変わった場合等の特段の事情なく退去した者

補助対象となる宿舎

補助対象となる施設は、設置者が雇用する保育従事職員の宿舎として借り上げている施設とする。ただし、設置者又は設置者の親族等その他の者が所有する区内の施設を除く。

※区外の宿舎も可